

# グループホームふあそん運営規定

## (認知症対応型共同生活介護)

### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ピー・エル・シーが開設するグループホームふあそん（以下、「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従業者が要支援2並びに要介護者であって認知症状態にある高齢者に対し適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の従業者は、要支援2並びに要介護状態であって認知症状態にある者に対して共同生活住居を確保し家庭的な環境化において入浴、排泄誘導、食事等の援護を行い入居者本人の有する残存機能を生かし脳の活性化と本人の有する行動に制限を加えず家族同様に馴染みの関係を確立すると共に必要なサービスを提供します。

### (事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は、以下のとおりとする。

1. 名称 グループホームふあそん
2. 所在地 東京都日野市西平山3丁目2番地の4

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名 高橋 はるみ  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理体制を統括する。
2. 計画作成担当者 1名 山崎 審
3. 介護従事者 11名 \*常勤者 7名(准看護師1名) \*非常勤 4名  
従事者は、介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

### (指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の定員は、9名とする。

1. 共同生活住居  
(1) 9名

### (指定認知症対応型共同生活介護の提供方法)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、入居者の身体的及び精神的な状況を勘案

した上で従事者と管理者及び計画作成担当者並びに家族を交えて協議を重ねた結果に基づき必要なサービス提供に努めるものとする。

1. 入居者の認知度を緩和し、日常生活に支障がきたさないように行う。
2. 入居者自身が、それぞれ家族としての役割を持つことにより達成感や満足感を  
得て認知度と日常生活動作が軽減できるように従事者は生活援護をして行く。
3. 従業者は、入居者自らの趣味と嗜好に応じた対応を見逃すのではなく本人の意思を尊重し  
充実した生活を送れる様に支援して行く。
4. 認知症であり精神的安定が保てることが困難であっても、行動制限と身体拘束  
を行なわない。

又、従事者としても入居者自身がなぜ興奮し暴言・暴力を振るうのかを観察することによって1人の人間として必要な生活援護を行なう。

5. 当該事業所は認知症対応型共同生活介護という特殊性にかんがみ年間行事計画  
については、入居者の性格と精神状況と日常生活動作等を勘案する。

(1) 認知症対応型共同生活介護とは、一つの家としての機能をもっており集団施設的な  
年間行事計画は認知症高齢者にとって合わないため趣味思考を勘案して行く。  
但し、地域性に鑑み住民との連携を図る意味において春夏秋冬にちなんだ  
行事を通して親睦を図って行けるように入居者へのサービスの提供を行っていく。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護におけるサービスを提供した場合の利用額は、  
厚生労働大臣が定める額の1割を負担するものとする。

1. 厚生労働大臣が定める額は以下のとおりとする。

(ア) 1日につき (通常徴収の場合)

(1) 要支援 2	8,683 円
(2) 要介護 1	8,683 円
(3) 要介護 2	8,861 円
(4) 要介護 3	9,039 円
(5) 要介護 4	9,216 円
(6) 要介護 5	9,405 円
(7) 医療連携体制加算	407 円
(8) サービス提供強化加算(Ⅲ)	62 円

(イ) 利用期間が1ヶ月を超える退居において退居時に利用者及び家族に対し退居後の居宅  
サービス、地域密着型サービスその他保健医療サービス、又は福祉サービス提供につ

相談援助を行い、かつ利用者の同意を得て退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介

支援センター、地域包括支援センターに文章による必要な情報を退居後2週間以内に行

(1) 退居時相談援助サービス加算 1 回限り 4,180 円

(ロ) 利用者が、終末を迎えるにあたり十分な対応と連携を図りつつ安心して看取れる体制  
作りに専念できうる様配慮するため死亡日より30日以内の期間を設け、  
さらに家族へ利用者本人の死亡までの介護状況を示す情報提供を行う。

(1) 看取り介護加算 (1 日につき) 836 円

## 2. その他の実費負担費用

(1) 家賃については、62,000 とします。

(2) 食材費については、31,500 を上限としますが上限を超えた場合には差額分を  
徴収します。

(3) 水道光熱費については、15,000 を上限としますが上限を超えた場合には差額分  
を徴収します。

(4) 日常生活費 (雑費) については、10,000 を上限としますが、入居されている方  
が日常使用しうる共同の部分 (トイレトペーパー・照明器具・衛生材料等) に  
対して上限を超えた場合には差額分を徴収します。

(5) 理美容料については、実費とします。

(6) おむつ代については、実費とします。

(7) お小遣いについては、家族との協議により決定しますが、別に定める  
契約書において取り扱うものとする。

3. 左記に係る費用の徴収に際しては、予め入居者又は家族に対して、当該サービス  
の内容及び費用について入居者又はその家族に説明し同意を得る。

4. その他、共同生活においてかかる費用について徴収が必要になった場合は、  
事前に家族へ説明をする。

(入居利用にあたっての留意事項)

第8条 入居者は、共同生活住居を利用するにあたり日常生活に支障をきたさない様  
十分な配慮をもって家族にも協力を得ながら説明し同意を得る。

(非常災害対策)

第9条 グループホームぷあそんは、非常災害に備えるため消防計画を作成し避難訓練の

実施等を行う。

- (1) 防火管理者及び防火権原者は、理事長を充て、火元責任者にはホーム長を充てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守時事業者に依頼する。但し、点検の際は防火管理者が立会いのもとに行う。
- (4) 非常用設備については、常に日々の点検を行い正常に作動するかを確認する。
- (5) 火災、震災等の非常事態宣言が発令された場合は、被害を最小限に食い止め自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 防火管理者は、火元責任者を通じて職員・非常勤職員に対して消防訓練を実施する。

ア. 避難訓練	年 2 回
イ. 消火訓練	年 2 回
- (7) その他、必要な災害訓練についても臨機応変に対処する体制作りを目指す。

(バックアップ施設及び協力医療機関との連携)

第10条 グループホームぷあそんは、老人保健施設及び協力医療機関との連携を語り共に入居者が円滑に利用出来るよう配慮する。

(1) バックアップ施設

- (ア) 住 所 東京都日野市三沢三丁目 22 番地 14 号
- (イ) 電話番号 042-593-0101
- (ウ) F A X 042-593-0303
- (エ) 施設名 医療法人社団心施会 介護老人保健施設高幡みさわの杜

(2) 協力医療機関

- (ア) 住 所 東京都国立市東一丁目 19 番地 10 号
- (イ) 電話番号 042-577-1011
- (ウ) F A X 042-577-1067
- (エ) 施設名 医療法人社団浩央会 国立さくら病院

(3) 協力医療機関

- (ア) 住 所 東京都国立市西二丁目 10 番地 10 号
- (イ) 電話番号 042-580-6102
- (ウ) F A X 042-580-6103
- (エ) 施設名 医療法人社団聖フランシスコ会 国立聖林クリニック

(4) 協力医療機関

- (ア) 住 所 東京都日野市高幡 1001-8
- (イ) 電話番号 042-594-6381
- (ウ) 施設名 アスカクリニック

(5) 協力歯科医院

- (ア) 住 所 東京都日野市高幡 35 番地 1-501 号
- (イ) 電話番号 042-593-5751
- (ウ) F A X 042-593-5751

(エ) 施設名 医療法人社団潤徳会 久富歯科クリニック

(その他運営に関する留意事項)

第11条 グループホームぷあそんの職員・非常勤職員の質的向上を図るために研修の機会を設け認知症対応型共同生活介護事業の発展とサービスの質の確保と業務強化基盤整備に貢献していく。

- (1) 採用時内部研修 採用後1箇月以内
- (2) 東京都グループホーム連絡会
- (3) 東京都主催認知症介護実務者研修
- (4) 市民活動団体(NPO法人向け)研修

1. グループホームぷあそんの職員・非常勤職員は、業務上知り得た入居者又は家族の守秘義務に努める。
2. グループホームぷあそんの職員・非常勤職員でなくなった後においても守秘義務に努める。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する事項その他留意事項については特定非営利活動法人ピー・エル・シー理事長とグループホームぷあそんのホーム長との協議により定めるものとする。